

滋賀県契約審議会の所掌事務(他の附属機関との関係を含む)

根拠	審議目的	公共工事	公共工事以外
滋賀県契約条例	条例の基本理念にのっとった契約の推進	<p>滋賀県契約審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ●取組方針の策定・変更に係る調査審議 	
公共工事入札契約適正化法(同法に基づく適正化指針)	入札契約制度の適正化等	<p>滋賀県入札監視委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ●入札および契約手続の運用状況等について報告を受けること。 ●抽出または指定した公共工事に関し、一般競争参加資格の設定の経緯、指名競争入札に係る指名および落札者決定の経緯等について審議を行うこと。 ●報告の内容または審議した公共工事の入札および契約の理由、指名および落札者決定の経緯等に不適切な点または改善すべき点があると認められた場合において、必要な範囲で、知事に対して意見具申を行うこと。 ●入札および契約の手続きならびに指名停止等の措置に関する再苦情の審理を行うこと 	<ul style="list-style-type: none"> ●入札および契約手続の運用状況等について報告を受けること。 ●抽出または指定した物品または業務に関し、一般競争参加資格の設定の経緯、指名競争入札に係る指名および落札者決定の経緯等について審議を行うこと。 ●契約に関する相談窓口の運用状況等について報告を受けること。 ●報告の内容または審議した物品・役務の入札および契約の理由、指名および落札者決定の経緯等に不適切な点または改善すべき点があると認められた場合において、必要な範囲で、知事に対して意見具申を行うこと。
政府調達協定(改正協定)、日欧協定その他の政府約束	特定調達に係る苦情の処理	<p>滋賀県特定調達苦情検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特定調達に該当するものについて、協定違反に関する苦情の審理 	